

情報公開審査会諮問書

太 街 第 325 号
平成 27 年 7 月 9 日

太子町情報公開審査会
会長 森 川 正 章 様

兵庫県太子町長 北 川 嘉 明



太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第7条第1項の決定に対し、次のとおり不服申立て（異議申立て・審査請求）がありましたので、条例第22条の規定により諮問します。

1. 公文書を特定する事項又は内容	太子町新庁舎建設工事基本設計業務プロポーザル プロポーザル評価集計表（各委員）
2. 不服申立て（異議申立て・審査請求）に係る決定の内容	太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第8条第2号及び第5号に該当 当該文書は、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業営業上の地位、社会的な地位その他正当な利益を損なうおそれがあり、また、実施機関の事務事業に関する情報であり、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ正当な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため。
3. 不服申立て（異議申立て・審査請求）の日	平成 27 年 6 月 7 日
4. 不服申立て（異議申立て・審査請求）の趣旨及び内容	太子町新庁舎建設工事基本設計業務プロポーザルに係るプロポーザル評価集計表（各委員）が非開示になったことに対する異議申立て 平成 27 年 3 月 30 日に太子町役場において、太子町新庁舎建設基本設計業務プロポーザルで選定された坂本設計の代表者と姫路市内の中華料理店で飲食をしたことを、北川町長が認めたことに関して、審査委員である八幡副町長も同席をしていた事実があり、飲食をした日時についても不明な状況下にある中において、審査結果に疑問が残り、太子町民に疑念を抱かれないためにも、競争の原理原則の観点に立ち、公正公明にされるべきである。
5. 所 管 課	経済建設部 街づくり課
6. 備 考 (添付資料等)	☒ 不服申立書 ☒ 公文書及び個人情報開示請求書の写し ☒ 公文書及び個人情報開示請求に対する決定通知書の写し ☒ 当該不服申立ての対象となった公文書及び特定事項の写し